

## 生駒市特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるほか、大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりを目的として、地震時において倒壊して避難路等をふさぎ、避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性が高いマンション、ホテルをはじめとする特殊建築物等の耐震化を促進するため、建築物の所有者が行う精密な耐震診断（以下「診断」という。）に対し、その費用の一部を予算の範囲内において補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象建築物)

第2条 補助金の交付対象となる既存建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）の施行日（昭和56年6月1日）前に建築された建築物であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 住宅を含み多数の者が利用する全ての建築物（個人の利用を目的とする倉庫等を除く。）であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、補助対象建築物の所有者又は所有者の同意を得た者（共有の建築物にあつては、共有者の全員により合意された代表者）とする。

(補助対象業務)

第4条 補助金の交付対象となる診断の業務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添第1建築物の耐震診断の指針」に基づく評価方法により行う業務を基準とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助金の交付対象となる経費	補助金の額
<p>次に定める計算方法により算出した額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。</p> <p>(1) 戸建て住宅は、10万円を限度とし、かつ、1,030円/㎡以内とする。</p> <p>(2) 多数の者が利用する建築物（共同住宅及び長屋を含む。）は、200万円を限度とし、かつ、次に定める計算方法により算出した額とする。</p> <p>ア 面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡以内</p> <p>イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内</p> <p>ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内</p>	<p>奈良県地域防災計画に定める第1次及び第2次緊急輸送路沿い区域（当該道路の境界線から30メートル以内）にその全部又は一部が存する建築物については、左欄の経費の額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。</p> <p>それ以外の建築物については、左欄の経費の額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。</p>

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟に対し、1回限りを原則とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、特殊建築物等耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、診断を受ける前に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の位置図及び建築物の写真
- (2) 耐震診断経費の見積書の写し（予定耐震診断技術者の氏名及び資格の記載のあるもの。）
- (3) 予定耐震診断技術者の資格証の写し
- (4) 補助対象建築物の建築時期が確認できる書類
- (5) 補助対象建築物の延べ面積が確認できる書類

(6) 補助対象建築物の所有者が確認できる書類（所有者以外の者が申請する場合にあっては所有者の同意書を、共有の場合にあっては申請代表者への共有者の同意書又はこれに代わる書類を添付すること。）

(7) 所有者以外の者が補助対象建築物を使用している場合は使用者の同意書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否の決定をするものとする。

2 市長は、補助金を交付すると決定をした者に対しては特殊建築物等耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては特殊建築物等耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

（完了報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、診断の完了後速やかに、特殊建築物耐震診断完了報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断業務委託契約書の写し

(2) 耐震診断結果報告書の写し

(3) 耐震診断経費の領収書又は請求書の写し

(4) 耐震診断中の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する完了報告があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の額を確定し、特殊建築物等耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第5号）により交付決定者に対して通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定をしたときは、交付決定者から提出される特殊建築物等耐震診断補助金交付請求書（様式第6号）により補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は市長が付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱又は生駒市補助金等交付規則に違反したとき。

（情報の提供）

第12条 交付決定者は、市長の求めにより当該補助事業により得た情報について、診断の実施を促進するため必要な限度において提供するものとし、市長は、これを使用及び提供することができるものとする。

（施行の細目）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（補助金の終期）

第14条 この要綱は、予算の範囲内において、平成30年度の翌々年度までの分の補助金に適用するものとする。

附 則（平成18年10月2日）

- 1 この要綱は、平成18年10月2日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成19年5月17日）

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の生駒市特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成20年度以後の分の補助金の交付について適用する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日）

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の生駒市特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度以後の分の補助金の交付について適用する。
- 3 この要綱は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 26 年 5 月 1 日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の生駒市特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度以後の分の補助金の交付について適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 29 年 5 月 1 日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の生駒市特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度以後の分の補助金の交付について適用する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 7 日）

この要綱は、平成 30 年 5 月 7 日から施行する。